

日野町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）

令和5年4月

日野町

■目次

1. 背景	2
2. 基本的事項	3
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 計画の目標	5
(1) 温室効果ガス総排出量	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
4. 目標達成に向けた取組	7
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
5. 計画の推進と点検・評価	8
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	

1. 背景

地球温暖化防止への取り組みは、2015 年（平成 27 年）11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

我が国では、2020 年 10 月、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021 年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5 年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示されました。

そして、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項において、地方公共団体には区域内における活動から排出される温室効果ガス抑制に向けた総合的かつ計画的な施策の制定と実施が義務付けられ、これを具体化するのが、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）です。温室効果ガス排出量の比較的大きい地方公共団体が、自らの事務・業務により排出する温室効果ガスの排出量を抑制することは、地域全体における温室効果ガスの実質的な削減に寄与するものであり、地域の模範とする率先的な取り組みが求められます。

日野町においても、新たに「日野町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」を策定し、本町が実施するすべての事務・事業において、温室効果ガスの排出量の削減に取り組みます。

地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
エネルギー起源CO ₂		14.08	7.60	▲46%	▲26%
部門別	産業	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	業務その他	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	家庭	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	運輸	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	エネルギー転換	2.24	1.46	▲35%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.06	0.56	▲47%	▲27%
HFC等4ガス（フロン類）		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2. 基本的事項

(1) 目的

日野町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「日野町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、日野町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

日野町事務事業編の対象範囲は、日野町の全ての事務・事業とします。

事務事業の範囲と分類

分類	担当部署	施設・事務事業
行政一般	総務課	役場庁舎（公用車管理含む） 山村開発センター 日野町公民館、町公社 防災・消防業務、集会施設管理業務
	企画政策課	防災行政無線業務、駅舎管理業務 町営バス・デマンドバス管理運行業務 旧山陰合同銀行管理業務
	産業振興課	金持テラスひの 交流センター（リバーサイドひの） 運動広場管理業務、公園管理業務 観光施設管理業務、産業系施設管理業務
道路維持	建設水道課	除雪対策事業
水道関係	建設水道課	簡易水道事業
		農業集落排水事業
		公共下水道事業
教育委員会	教育委員会	ひのっこ保育所 黒坂小学校、根雨小学校、日野中学校 給食センター、文化センター（図書館含む） 歴史民俗資料館（分館含む） 下榎隣保館、スポーツ施設管理業務

(3) 対象とする温室効果ガス

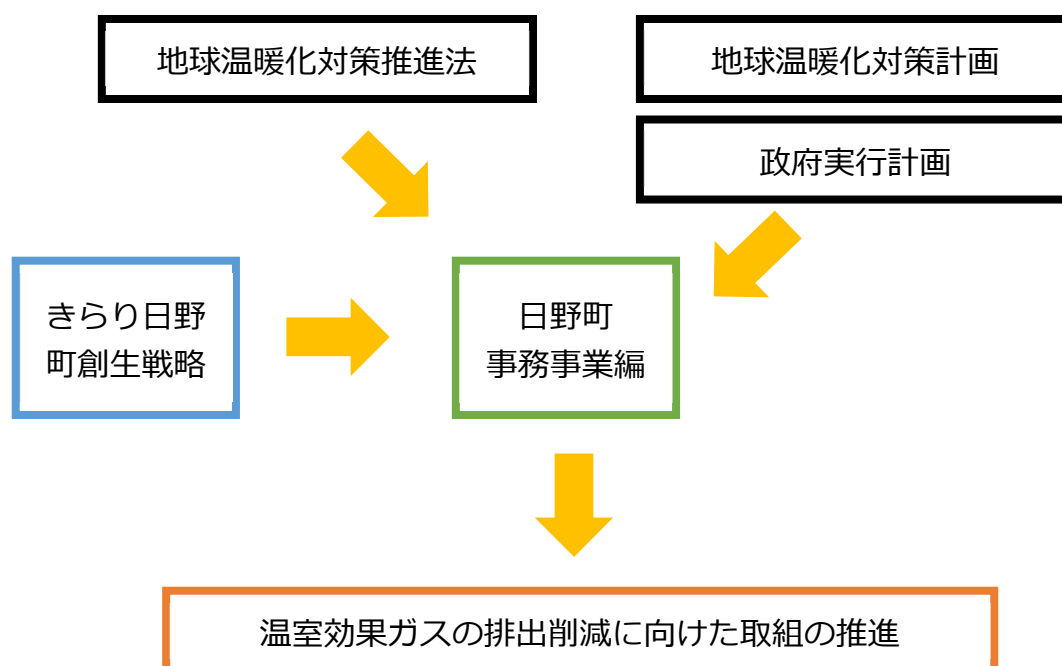
日野町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に規定されている 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

2023 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。また、計画開始から 5 年後の 2027 年度に、必要に応じて計画の見直しを行います。

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

日野町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び、きらり日野町創生戦略に即して策定します。



3.計画の目標

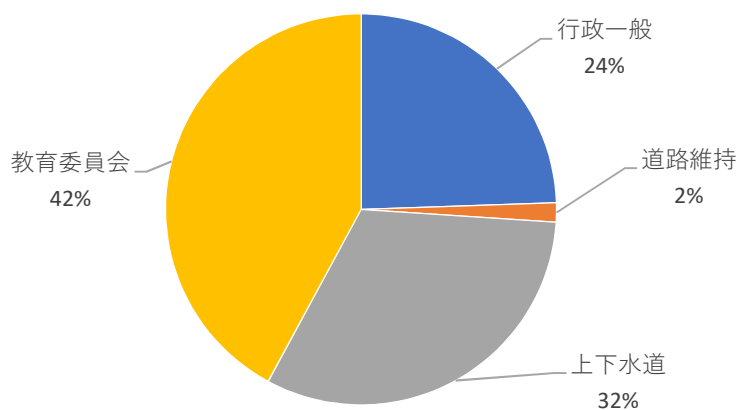
(1) 温室効果ガス総排出量

日野町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2013 年度において、939t-CO2 となっています。

基準年（2013 年度）における温室効果ガス排出量

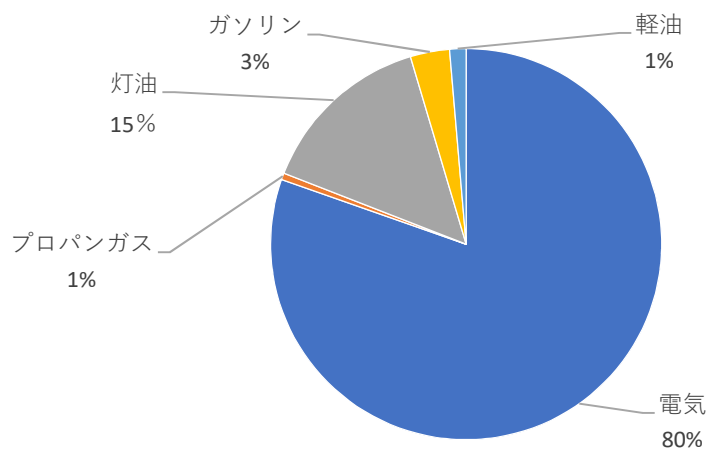
	電気	ガス	灯油	ガソリン	軽油	合計（kg）
行政一般	146,206	833	54,537	26,290	1,548	229,414
道路維持	0	0	0	3,545	11,263	14,808
上下水	299,155	0	0	0	0	299,155
教育委員会	308,477	4,949	81,577	552	0	395,555
合計（kg）	753,838	5,782	136,114	30,387	12,811	938,932

基準年(2013年)における事務事業別温室効果ガス排出量



事務事業別では、教育委員会が全体の 42%を占め、次いで上下水道 32%、行政一般 24%、道路維持 2%となっています。

基準年(2013年)におけるエネルギー種別割合



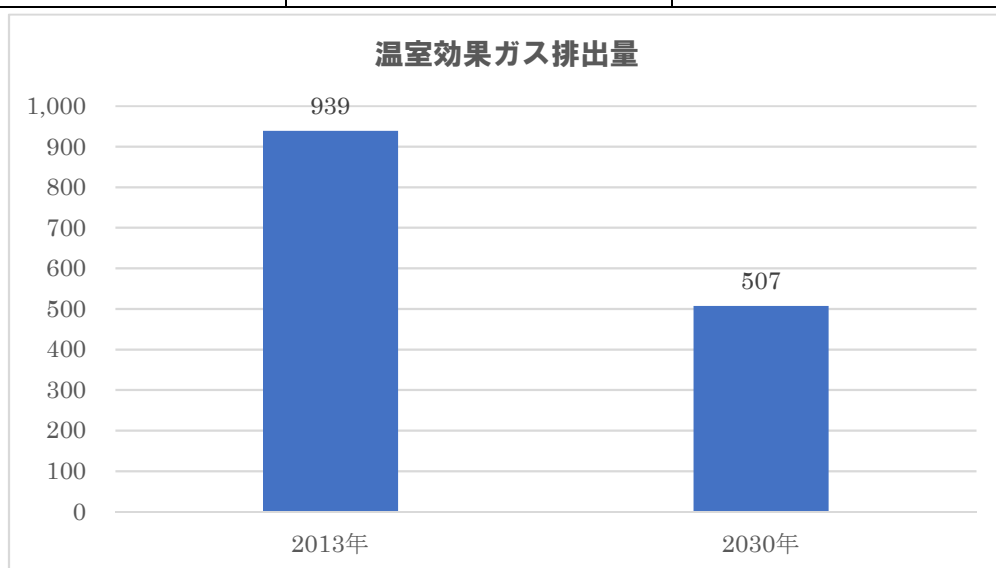
また、エネルギー種別では、電気が全体の 80%を占め、次いで灯油 15%、ガソリン 3%、軽油 1%、プロパンガス 1%となっています。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度(2030 年度)に、基準年度(2013 年度)比で 46%削減することを目標とします。

温室効果ガスの削減目標

項 目	基準年度 (2013 年度)	目標年度 (2030 年度)
温室効果ガスの排出量	939t-CO ₂	507t-CO ₂
削減率	—	46%



4.目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ・ 冷暖房時、室温の適正管理を実施します。
- ・ 会議室等は、使用時のみ空調を使用します。
- ・ 自動販売機の照明を、夜間、休日は消灯します。
- ・ 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や、現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- ・ 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- ・ 街路灯・防犯灯のLED化を進めます。
- ・ 施設内のLED照明の導入を進めます。
- ・ 機器更新・新築施設における省エネ設備の導入を検討します。
- ・ 公用車の購入・更新にあたっては、次世代自動車を中心とした環境負荷の少ない自動車への転換を図ります。

③ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- ・ グリーン購入基準に基づいた物品や低公害車等の調達を進めます。
- ・ 「日野町電力の調達に係る環境配慮方針（仮称）」の策定に向けて検討を進め、温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を目指します。

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- ・ 施設更新時に、太陽光発電等の再生可能エネルギー導入を検討します。

⑤ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- ・地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- ・不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- ・空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- ・移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- ・ノーマイカーデーの実施を検討し、公共交通機関の利用を促進します。
- ・ノー残業デーを実施し、定時退庁の取組みを実施します。
- ・夏季はクールビズ、冬季はウォームビズを心がけます。
- ・昼休憩は、窓口業務を除き、すべての照明を消灯します。
- ・時間外勤務の際は、必要な照明のみ点灯します。
- ・パソコン・コピー機・プリンター等は、省エネモードを活用します。

5.計画の推進と点検・評価

(1) 推進体制

地球温暖化対策は、きらり日野町創生戦略に基づく温室効果ガスの排出抑制等に関係のある施策について、その施策の目的の達成に向けた庁内の各担当課との連携が必要となります。そこで、日野町事務事業編を推進するために、副町長を委員長とする「日野町地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、必要に応じて、地球温暖化対策推進のための連絡会議を開催することで、取組みを着実に推進します。

① 推進統括責任者

町長を推進統括責任者とし、計画の進捗状況を日野町地球温暖化対策庁内委員会から報告を受け、取組みの見直し等への意見を述べる。

② 日野町地球温暖化対策庁内委員会

副町長を委員長とし、各課の地球温暖化対策責任者で構成します。事務局からエネルギーの使用状況及び取組み状況報告を受け、取組み方針の指示を行います。また、事務事業編の改正・見直しに関する協議・決定を行います。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各課に1名配置します。基本的に、各課の長を責任者とし、各課において取組みを促進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

④ 日野町地球温暖化対策庁内委員会事務局

企画政策課長を事務局長として、企画政策課職員で構成します。事務局は、委員会の運営全般を行います。また、各課の実行状況を把握するとともに、委員会に報告します。

（２）点検・評価・見直し体制

日野町事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の４段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年を取組に対する PDCA を繰り返すとともに、日野町事務事業編の見直しに向けた PDCA を推進します。

- ①日野町事務事業編の進捗状況を、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行う。
- ②事務局はその結果を整理して、委員会へ報告する。
- ③委員会は、進捗状況の点検・評価を行い、取組みの方針を決定する。
- ④委員会は、見直し予定時期（2027 年度）に改正要否の検討を行い、必要がある場合には、2027 年度に日野町事務事業編の改正を行います。

（３）進捗状況の公表

日野町事務事業編の進捗状況は、日野町のホームページ等で毎年公表します。

日野町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）

策定 令和 5 年 3 月

日野町役場 企画政策課

〒689-4503

鳥取県日野郡日野町根雨 101 番地

TEL 0859-72-0332

FAX 0859-72-1484